

おおた障がい施策推進プラン (案)抜粋

大田区障害者計画

第7期大田区障害福祉計画

第3期大田区障害児福祉計画

大田区発達障がい児・者支援計画

第3章

施策の展開

1-1 障害福祉サービス等の充実

1-1-1 日中活動の場の整備

施策の方向性

障害福祉サービス等を必要とする方のニーズの多様化に対応するため、障害福祉サービス等の質・量の両面からの充実が必要です。また、医療的ケア※が必要な方や重度の障がいがある方も利用できるよう、様々な障がい特性に配慮していくことが必要です。

そこで、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、大田区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき区立施設の機能の見直し・強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
区立施設の機能見直し・強化	<p>特別支援学校の卒業生等が利用する、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、大田区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき、施設整備を進めます。</p> <p>具体的には、生活介護施設の定員増を図るため、大田生活実習所、南六郷福祉園、新井宿福祉園の改築、改修を実施します。また、重症心身障害者※通所事業や短期入所等の拡充を実施します。</p>	○障害福祉課
民間事業者の施設整備支援	<p>区内で新規に障がい者施設等を開設する事業者に対し、相談及び助言を行い、整備を支援します。</p> <p>また、既存の建物や公有地の有効活用等、効果的かつ計画的な施設整備を検討します。</p>	○障害福祉課

1-4 保健・医療支援体制の充実

1-4-1 保健・医療支援体制の充実

施策の方向性

地域で安心して暮らし続けるためには、気軽に相談・受診できるよう、保健・医療支援体制の充実を図ることが重要です。中でも、精神障がい者や難病患者、医療的ケア※が必要な方等に対しては、福祉分野だけではなく、保健・医療分野と緊密に連携し、情報共有を図ることにより、適切な支援につなげていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、関係機関との連携を促進し、支援体制の充実を図っていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
精神保健福祉地域支援推進会議の開催	精神障がいがあっても地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築を推進するために、保健・医療、福祉等の関係者で、長期入院患者の退院・地域生活への移行など、地域の課題を検討します。	○健康づくり課 ○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
難病対策地域協議会の開催	地域医療、保健、福祉等の関係者が連携して、難病患者を支える体制の構築に向けて課題を協議します。	○健康づくり課 ○地域健康課 ○福祉管理課
医療的ケア※児・者支援関係機関会議の開催	医療的ケア※が必要な方の支援を充実させるため、関連分野の支援機関が連携し、情報交換、連絡等を行います。	○障害福祉課

1-5 障がい児支援の充実

1-5-1 保育の充実

施策の方向性

子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えており、ニーズに合った、適切な保育を受けられる体制づくりを進めていくことが重要です。

令和3年9月に施行された医療的ケア※児支援法では、医療的ケア※児に対して、保育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア※児に対する支援についての検討や、医療的ケア※児が在籍する保育所等に対する支援を行うことなどが明記されています。

このような状況を踏まえ、心身に障がいのあるこどもが、安心して生活できる環境の中で、ほかのこどもとともに成長できるよう、障がいの特性に応じた関わりと、集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら保育を行うとともに、医療的ケア※児受入体制の整備等の検討を進めていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

区の取組	概要	所管課
統合保育の充実	こどもの望ましい発達を促すため、医師及び臨床心理士※による巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図ります。 また、医療的ケア※児受入体制の整備等の検討を進めていきます。	○保育サービス課
学童保育室での受入体制の充実	心理職職員による巡回相談や、児童館等の職員に対する支援力向上研修を実施し、学童保育を必要とする要支援児童※や、医療的ケア※児の受入体制の充実や質の向上を図ります。	○子育て支援課

1-5-2 教育の充実

施策の方向性

教育支援体制の充実に当たっては、子どもの成長段階に応じた、適切な支援を切れ目なく行うとともに、保護者の不安を解消するため、専門的な観点から相談・助言を行うことが重要です。

また、令和3年9月に施行された医療的ケア※児支援法では、医療的ケア※児に対して、教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア※児が在籍する学校に対する支援や、環境の整備を行うことなどが明記されています。

これらを踏まえて、心理職の教育相談員や、スクールカウンセラー※等による相談体制の充実を図ります。また、一人ひとりのニーズに応じた教育が受けられるよう、学びの場の整備を進めるとともに、学校、関係部局、医療機関等との連携を推進していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

区の取組	概要	所管課
幼児教育相談の充実	幼児の保護者からの相談に対応するとともに、就学前機関の要請に基づき、学級運営上の相談に対応します。	○幼児教育センター
就学・教育相談の充実	心理職の教育相談員や、スクールカウンセラー※等による相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて、就学を予定している学校との面談等を実施し、入学に向けた支援を行います。	○学務課 ○指導課 ○教育センター
特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた教育が受けられるよう、特別支援学級・特別支援教室(サポートルーム)※の設置や、学校特別支援員や、医療的ケア※児のための看護師等の配置等を行い、特別支援教育の充実に向けて取り組みます。また、適切な支援が行えるよう、学校、関係部局、医療機関との連携を、さらに推進します。	○学務課 ○指導課 ○教育センター

第4章

障害福祉サービス等の推進

※見込量等については、今後の予算等を踏まえて変更となる可能性があります。

(4) 障がい児支援体制の整備等

これまで区では、障がい児支援体制の整備に向けて、関係機関との連携強化、事業所の運営支援等の取組を進めてきました。

前計画においては、令和3年度末までに主に重症心身障がい児※を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を開設すること、令和5年度末までに医療的ケア※児等に関するコーディネーターを配置することを目標として、取組を進めてきました。令和3年4月に、既存の施設を活用し、医療的ケア※が必要な障がい児等を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を実施する事業所を開設しました。また、「医療的ケア※児・者支援関係機関会議」を年2回開催し、関係機関の連携、情報交換、連絡等を行うとともに、専門部会を新たに設置しました。

以上の実績等を踏まえ、区においては、主に重症心身障がい児※を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を新規に開設する事業者への支援を引き続き行います。また、医療的ケア※が必要な障がい者が心身の状況に応じた適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう関係機関が互いに連携し、情報交換等を行うことを目的として、「医療的ケア※児・者支援関係機関会議」を引き続き開催するとともに、医療的ケア※児等に関するコーディネーターの配置に向けた検討を進めています。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-4-1 保健・医療支援体制の充実（82ページ）
- 1-5-1 保育の充実（83ページ）
- 1-5-2 教育の充実（84ページ）

2 サービス見込量と確保の方策

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて、令和6年度から令和8年度の各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量(活動指標)を定め、その確保に努めていきます。

見込量の推計に当たっては、平成30年度以降の月次実績に基づいています。令和元年度から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症による影響は、サービスの種類によって異なっており、サービスごとに感染拡大前からの実績を踏まえて推計を実施しています。

なお、令和5年度の実績値は、令和5年4月から6月までの実績を基に算出しています。今後、確定する実績値とは異なる可能性があります。

また、単位が1年当たりのサービスについては、令和5年度の実績は記載していません。

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつ、食事等の身体介護、掃除や洗濯等の家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事等の介護や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数 (令和5年4月1日現在)
居宅介護	126 か所
重度訪問介護	113 か所
同行援護	33 か所
行動援護	9 か所
重度障害者等包括支援	0 か所

■サービス見込量

サービス名	実績			見込量		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間／月	15,338	15,832	15,979	16,226	16,551
	人／月	659	680	694	707	722
重度訪問介護	時間／月	15,836	16,979	19,572	20,813	21,963
	人／月	37	40	47	50	52
同行援護	時間／月	4,891	4,972	5,174	5,446	5,555
	人／月	172	175	179	182	186
行動援護	時間／月	107	106	115	115	115
	人／月	4	4	4	4	4
重度障害者等 包括支援	時間／月	0	0	0	730	730
	人／月	0	0	0	1	1

■サービス見込量の確保に向けて

実態調査結果によると、事業所におけるサービスの定員数の合計と実利用人数の合計では、「居宅介護」、「同行援護」において、近い値となっていました。また、サービスの利用を事業者から断られた理由として、「医療的ケア※が必要なため」と回答した割合は、18歳以上で18.4%、18歳未満では6.4%となっていました。医療的ケア※児が今後利用を希望するサービスは、医療的ケア※児ではない障がい児と比較して、「居宅介護」や「重度訪問介護」が多くなっていました。これらのことから、必要とされるサービスのさらなる充実及び質の確保が求められています。

区では、支援を必要とする方が、障がい特性に応じた適切な支援を受けられるようサービス提供事業所に対し、人材の確保・育成・定着に向けた支援やネットワークづくりの支援等に取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴や排せつ、食事等の介護を行うほか、創作活動等の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能・生活機能の維持向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後における生活能力向上のために必要な訓練や、そのほかの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労選択支援	就労アセスメント*(就労系サービスの利用意向がある障がい者と、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等を整理すること)の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において、医療機関等で機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅において介護を行う人が病気等の場合、施設等に短期間入所して必要な支援を受けることができます。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数	(令和5年4月1日現在)
生活介護	12 か所	
自立訓練(機能訓練)	2 か所	
自立訓練(生活訓練)	3 か所	
宿泊型自立訓練	1 か所	
就労移行支援	14 か所	
就労継続支援(A型)	3 か所	
就労継続支援(B型)	30 か所	
就労定着支援	13 か所	
療養介護	0 か所	
短期入所	9 か所	

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	日／月	20,287	20,509	20,839	21,006	21,216	21,428
	人／月	1,042	1,060	1,071	1,081	1,092	1,103
自立訓練 (機能訓練)	日／月	249	300	276	284	284	284
	人／月	27	34	34	34	34	34
自立訓練 (生活訓練)	日／月	854	1,091	1,409	1,528	1,663	1,797
	人／月	55	78	100	109	119	129
宿泊型 自立訓練	日／月	450	443	452	442	442	442
	人／月	16	16	16	16	16	16
就労移行支援	日／月	4,611	4,505	4,953	5,033	5,184	5,339
	人／月	282	278	302	311	320	330
就労継続支援 (A型)	日／月	1,869	1,780	1,786	1,784	1,784	1,784
	人／月	100	96	96	96	96	96
就労継続支援 (B型)	日／月	16,650	16,498	17,125	17,415	17,750	18,086
	人／月	1,041	1,062	1,073	1,096	1,117	1,139
就労選択支援	人／月	-	-	-			
就労定着支援	人／月	140	163	167	175	184	193
療養介護	人／月	71	74	75	75	75	76
短期入所 (福祉型)	日／月	909	940	1,112	1,183	1,241	1,295
	人／月	143	156	179	189	198	207
短期入所 (医療型)	日／月	187	202	239	255	267	279
	人／月	42	40	46	49	51	53
短期入所 (福祉型 (強化))	日／月	651	743	858	913	957	999
	人／月	35	40	46	49	51	53

■サービス見込量の確保に向けて

令和4年12月に障害者総合支援法が改正となり、就労アセスメント※の手法を活用した「就労選択支援」が創設され、改正後3年以内に施行されます。

また、実態調査結果によると、事業所におけるサービスの定員数の合計と実利用人数の合計では、「宿泊型自立訓練」、「就労継続支援(A型)」、「就労定着支援」、「短期入所」において、近い値となっていました。サービスの利用を事業者から断られた理由として、「医療的ケア※が必要なため」と回答した割合は、18歳以上で18.4%、18歳未満では6.4%となっていました。医療的ケア※児が今後利用を希望するサービスは、医療的ケア※児ではない障がい児と比較して、「短期入所」が高くなっています。これらのことから、必要とされるサービスのさらなる充実及び質の確保が求められています。

区では、支援を必要とする方が、障がい特性に応じた適切な支援を受けられるようサービス提供事業所に対し、人材の確保・育成・定着に向けた支援やネットワークづくりの支援等に取り組んでいきます。

また、区立障がい者施設の機能見直し・強化、民間事業者の参入支援等を行っていきます。

生活介護については、区内特別支援学校の卒業生等が利用する日中活動の場となるよう施設整備を進めます。

(5) 児童福祉サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援※を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援※を利用する前に、障害児支援利用計画※を作成し、通所支援※開始後、一定期間ごとにモニタリング※を行う等の支援を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数 (令和5年4月1日現在)
児童発達支援※	32 か所
医療型児童発達支援	1 か所
放課後等デイサービス	59 か所
保育所等訪問支援	4 か所
居宅訪問型児童発達支援	1 か所
障害児相談支援	18 か所

※ 児童発達支援センターを含みます。

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	日／月	4,376	4,836	5,417	5,443	5,797	6,151
	人／月	642	701	764	833	908	990
医療型 児童発達支援	日／月	141	106	102	102	102	102
	人／月	18	13	13	13	13	13
放課後等 デイサービス	日／月	11,705	12,378	16,300	16,845	17,930	19,014
	人／月	1,257	1,518	1,667	1,790	1,913	2,036
保育所等 訪問支援	日／月	61	73	144	199	242	285
	人／月	31	44	65	83	101	119
居宅訪問型 児童発達支援	日／月	0	4	7	8	9	11
	人／月	0	3	4	5	6	7
障害児相談支援	人／月	89	89	90	91	92	93

■サービス見込量の確保に向けて

実態調査結果によると、障害福祉サービスの利用計画※を「家族」または「本人」が作成していると回答した割合は、18歳以上では19.7%に対し、18歳未満では52.9%となっていました。また、サービスの利用を事業者から断られた理由として、18歳未満では、「送迎の対応が難しいため」が25.5%と上位となっていました。18歳未満の医療的ケア※を受けている方では、「医療的ケア※が必要なため」が44.7%と最も高くなっていました。これらのことから、必要とされるサービスのさらなる充実及び質の確保が求められています。

支援を必要とする方が、障がい特性に応じた適切な支援を受けられるよう、障害児支援利用計画※の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。また、サービス提供事業所に対し、人材の確保・育成・定着に向けた支援やネットワークづくりの支援等に取り組んでいきます。

加えて、重症心身障害児※が地域で支援を受けられる体制を整備するため、主に重症心身障害児※を対象とした児童発達支援事業及び放課後デイサービス事業を新規に開設する事業者に対し支援を行い、サービスの提供体制を確保していきます。